**市民税**

**県民税**

　　　　　　　　　　**令和　　年度　家屋敷（事務所・事業所）課税に係る　　　　　申告書**

湯沢市長　宛

令和　　　年　　　月　　　日提出

|  |  |
| --- | --- |
| 家屋敷（事務所・事業所）の所在地 | 秋田県湯沢市 |
| フリガナ |  | 生年月日 |
| 氏名 |  | 明・大・昭・平・令年　　　月　　　日 |
| １月１日現在住所 | 〒 |
| 現住所※上記と異なる場合のみ記入 | 〒 |
| 日中連絡先電話番号 |  |

１月１日現在、上記「家屋敷（事務所・事業所）の所在地」欄に記載されている物件について、以下の項目のうち該当する番号に○印をつけ、記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 自己または家族の居住用や別荘・別宅としていた。（空家を含む） |
| どちらかに○印をつけてください。 | ア | 自由に利用できる状態であった。 |
| イ | 限定的な権利しかなく、自由に利用できる状態ではなかった。（他人と共有名義の場合等） |
| ２ | 自己の事業を実施する事務所・事業所として継続的に使用していた。 |
| ３ | 居住用の賃貸物件（有償・無償は問いません）であり、自由に居住できる状態ではない。 |
| 貸付の相手方について、ア～ウに○印をつけてください。 | ア | １人（個人・法人） | イ | 複数（　　　人） | ウ | 空き物件 |
| ※アの個人を選択した場合には貸付相手を下欄に記入ください。 |
| 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ４ | 取り壊し済、又は他人に売却済である。（証明できる書類を添付してください） |
| ５ | その他、上記に当てはまらない事情（破損が激しく居住不可能等）があれば下欄に記入ください。 |
|  |

以下は記入しないでください

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 処理欄 | 宛名登録 | 課税照会 | 住所地課税 | 家屋敷課税 |
| 未・済 |  | 要・否 | . . | 有・無 | . . | 非・課 | 第　　期 |
| 備考 |  |

＊＊＊留意事項＊＊＊

1. １月１日現在、湯沢市内に住所を有しない方であっても、市内に家屋敷・事務所・事業所を有している場合は、市民税・県民税の均等割が湯沢市で課税されます。家屋敷課税等に該当される方は、市民税・県民税申告書（第５号の４様式）と一緒に、この申告書の必要事項を明記のうえ、湯沢市役所税務課へご提出ください。（郵送可）
2. 「家屋敷」とは、自己または家族の居住目的で住所地以外の場所に設けられた住宅で、いつでも自由に居住できる状態にある建物のことをいいます。現在の居住の有無および自己所有かどうかを問いません。
3. 「事務所・事業所」とは、事業の必要から設けられた人的および物的設備であって、事業を行うための設備であり、そこで継続して事業が行われている場所をいいます。

お問い合わせ：秋田県湯沢市役所　税務課　市民税班（電話：0183-55-8094[直通]）